

*****通訳サービス実施の流れ*****

- ① 以下の申請書を**相談実施前**に最寄りの法テラス事務所までご提出(FAX可)ください。
- ② 受領した法テラス事務所において、実施の可否を判断し、申請者に通知します。
- ③ 実施後1か月以内に援助申込書等を①を提出した法テラス事務所にご提出(FAX可)ください。
- ※ 注1 援助申込書等と併せてご提出いただく書類については、別添4-2報告書の記載をご確認ください。
- ※ 注2 再度、通訳サービスを実施する場合は、別途事前の申請が必要です。

通訳サービス実施申請書(※事前の申請が必要です)

日本司法支援センター 御中

		登録 番号	
--	--	----------	--

以下の案件について、民事法律扶助業務運営細則第12条の6に係る通訳サービスの実施を申請し、
地方事務所長又は支部長の承認を求めます。

申請日	年			月			日		
相談実施予定日	年			月			日		
フリガナ									
申込者氏名									
生年月日／在留資格		年		月		日	／	☐ 有・	☐ 無
相談概要(相手方名)									
同一相談の利用歴の有無	☐ 有 ☐ 無 ☐ 別件有								
使用言語									
通訳人	氏名								
	電話番号								
通訳サービスの要件	☐ 以下の要件をいずれも満たしている。 1 申込者が日本語を十分に理解することができない 2 申込者が自ら適当な通訳人を確保することができない								
資力基準の要件	☐ 業務方法書別表2「法律相談援助資力基準」に該当していることを確認しました。 (例)単身者 収入:月額18万2000円以下 資産:180万円以下								

*事務所相談における通訳料の上限 1件11,000円、2件以上16,500円(税込み・交通費含む)

*事前に予約していた相談者が来所しなかったため、通訳人が通訳サービスを提供しなかった場合
の待機謝金の上限 5,500円(税込み・交通費含む)

*源泉徴収については、【別添4-2】報告書の記載を確認してください。

上記承認いたします。

____年 ____月 ____日
弁護士／司法書士 殿

日本司法支援センター _____ 地方事務所長 / _____ 支部長